



知的障害者福祉手帳（療育手帳）について

知的障害のある方が様々な制度を利用する際に必要となる手帳です。本人か保護者が希望すれば申請できます。

知的障害がある方は、判定機関(福祉総合相談所)で判定します。障害の程度によってA(重度)とB(中・軽度)に分けられます。

知的障害の定義

「知的障害」とは、一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障害を伴う状態で、それが18歳頃までに現れるものを指します。

手帳の申請について

申請手続きの窓口は、福祉課及び各支所福祉担当係です。

1. 窓口で申請します

＜必要なもの＞

手帳交付申請書(窓口にあります)

写真1枚(たて4センチ×よこ3センチ) 印鑑

* 判定日と時間については、後日、連絡があります。

2. 判定日に判定機関へ本人と保護者で行きます

本人の障害程度(寝たきり等)により出張判定が行われることもあります。

* 手帳交付決定の通知があります。

3. 窓口で手帳を受け取ります

【注意事項】

* 手帳は他人に譲渡・貸与はできません。

* 住所・氏名が変わったときは届け出が必要です。

* 再判定年月が近づいたら必ず再判定の申請をしてください。

* 「再判定の必要はありません」という記載のある方については、再判定は必要ありませんが、状態に変化が生じ、再判定の必要がある場合はご相談ください。

判定機関とは？

手帳の判定を行うところです。熊本県においては福祉総合相談所、八代児童相談所になります。それぞれの機関では、療育手帳のことでなく様々な相談に応じています。

精神保健福祉手帳について

精神障害のため、長期(6ヶ月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため知事から交付されます。

申請手続きに必要なものは？

申請手続きの窓口は、福祉課及び各支所福祉担当係です。

(新規申請)

《必要なもの》 手続きの方法は2通りあります

1) 申請書、診断書(精神障害者保健福祉手帳用) 印鑑

2) 申請書、障害年金証書(精神障害を事由とする) 直近の年金振込通知書(写し) 同意書、印鑑

新規申請は初診より6ヶ月以上経過していること。

様式は福祉課及び各支所福祉担当係にあります。

(更新)

手帳の有効期限は2年です。有効期限の3ヶ月前より更新申請ができます。

問い合わせ先

阿蘇市役所福祉課(福祉事務所) 総合福祉係
(TEL 22-3145、FAX 23-1512)



身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳所持者

公共料金の減免、税金の控除・減免について

(公共料金の減免) 精神保健福祉手帳は対象外
NHK受信料のみ福祉事務所(福祉課)及び各支所福祉担当係、その他はそれぞれ料金を納めているところにお問合せください。

(市県民税・軽自動車税)

・税務課または各支所税務担当係

(所得税)

・税務署または熊本国税局税務相談室
/096-355-0014

(自動車税、自動車取得税(普通車以上))

・自動車税事務所

自動車税 / 096-368-4300

自動車取得税 / 096-368-4300

(高速道路通行料 割引)

精神保健福祉手帳は対象外

・福祉事務所(福祉課)・各支所福祉担当係